

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

## 1 現状

### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円) A	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (円) B	
小矢部市	40	50.1	283,780	300,476	—	—	—	—
学校給食	6	50.4	293,167	300,133	調理士	40.9	247,300	1.2
用務員	5	56.6	304,760	313,289	用務員	53.9	227,200	1.4
その他	29	48.9	278,221	298,338	—	—	—	—

- \* 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- \* 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- \* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3カ年平均)
- \* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

### (2) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

行政職給料表(二)適用

#### イ 昇給

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。なお、平成22年1月1日まで1号給の昇給抑制を実施する。

## 2 基本的な考え方

技能労務職については、平成16年2月の小矢部市職員定員管理計画に基づき、退職者不補充職種としており、現在、新規の採用は行っていない。

給与面に関しては、国、県、近隣市の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていく。

## 3 具体的な取組内容

各年度における、人事院及び県人事委員会の勧告等と同様となるよう、適正な給与等への改正を実施する。

平成10年度に1人を採用して以降、新規の技能労務職員を採用せずに臨時職員等で対応している。平成19年度には5人が定年退職を迎えるが、これまでと同様に臨時職員等で対応する計画である。

## 4 その他

数年後には、学校給食センター調理業務の民間委託を計画しており、在職の調理員については、保育所調理業務へ配置換えを予定している。

また、技能労務職員の定員削減を図るため、技能労務職員を特別選考により行政職給料表が適用される事務職への任用職種変更する制度の導入について、先進地や近隣市の事例を参考に今後、検討する。